

## 相対的安定期の開始とヒルファディング

河野 裕 康

### I 序

ドイツのヴァイマル共和国は1923年の大インフレーションを経て、1924年ころからいわゆる相対的安定期に入った。こうした新たな状況の開始に際して、ドイツ社会民主党 (SPD) の中心的な経済思想家 R. ヒルファディング (1877-1941) がいかなる分析視角を提示した具体的な対応をとったのかを、本稿は探ろうとするものである。彼は1923年8月から10月にかけて G. シュトレゼマン (人民党) 大連立内閣の財務大臣として、通貨安定策によって相対的安定期への移行を準備したが (河野 2004, 51 ff.), 1924年には国会議員及び党議員団執行部として重要な役割を果たし、また雑誌『ゲゼルシャフト』の創刊によって幅広く理論的交流を拡大しつつ、戦後の変化として「組織された資本主義」と「経済民主主義」、民主主義的国家そして「現実的平和主義」といった検討課題を提起した。「組織された資本主義」はすでに第一次世界大戦中からも示唆されていたが、特に「経済民主主義」は『金融資本論』(1910年)にも見られず、概念的に戦後初めて展開されるものである。そして彼はこの時期には具体的政策として、第3次租税緊急令などについて暫定国家経済協議会等の審議に参加して決議をとりまとめ、とりわけドーズ案による賠償問題の解決に尽力した。彼はこうした多面的な活動を通じて、共和国の経済的安定と民主的変革、平和の

基盤を強化しようとした。

従来の研究は主に彼の「組織された資本主義」論など基本構想の検討が中心で、具体的な彼の情勢認識や政策論はあまり扱わず、また資料も論文や党大会議事録など公刊文献と一部の書簡の利用にとどまり、しかも概して彼の思想を調和的な楽観主義として批判的にとらえるものが多かったように思われる。W. ゴットシャルヒは彼が「組織された資本主義」の「あまりにも調和的な見方」から、厳しい経済闘争を「看過」したと批判し (Gottschalch 1962, 194 / 訳 190 [以下、訳文は必ずしも邦訳に従っていない]), また R. ブライトマンも彼が「経済安定の有益な効果に大きな信頼」を置いて、社会主義への道を明示しなかったと評している (Breitman 1981, 124)。G. ケンケは彼の構想を「組織と計画の側面に一面的に固定された試みの産物」、そして「現実的平和主義」論も「一時的緊張緩和傾向の性急な一般化」と見なし (Könke 1987, 60, 62), さらに W. スモールドンは彼が「ヴァイマル政治制度の安定性に関する楽観主義」を保持していたと述べている (Smaldone 1998, 107)。わが国では上条勇は「組織された資本主義」論を彼の「『危機→革命』説からの決定的な転換」に対応したものととらえ (上条 1987, 200), 一方黒滝正昭は「組織された資本主義」概念では「国家が不可欠の役割」を果たしていることを強調している (黒滝 1995, 130; Gates 1970, 79 ff.; Wagner 1996, 134 ff.).

本稿はこうした研究動向もふまえつつ、相対

的安定期の始まり、特に1924年ころのヒルファディングの思想と行動について、これまであまり明かでなかった彼の情勢認識と新雑誌創刊をめぐる事情、戦後社会の変容のとらえ方と問題提起、第3次租税緊急令及びドーズ案への対応と経済政策論争、そして党大会での方針提起と国会でのドーズ案審議を中心的な論点として検討する。その際彼の論文や新聞、党大会と国会及び閣議議事録のみならず、暫定国家経済協議会や党議員団会議議事録そして書簡など新たな未公刊資料も利用して、彼の活動を具体的な政策論争の中で包括的に論じる。彼は前年来の社会状況の改善をある程度確認しつつも、「楽観主義」どころかむしろ厳しい情勢判断に立ってドイツ国民の反民主主義的伝統の克服を説き、雑誌発刊によって党派を超えて広く進歩勢力の結集を図ろうとしたのである。そして彼は当時の独占的組織の広がりや背景に、「組織された資本主義」をあくまで可能性として留保付きで示唆しながら、組織化や中央銀行を生産性向上及び景気調整に生かすことを考え、さらに「経済民主主義」をたんなる戦術転換としてでなく、新たな将来社会像にかかわって提起する。彼はまた民主主義的国家内での政治的影響力の確保とともに、国家の多面的な機能の分析の必要性を説き、同時に「現実的平和主義」については国際的勢力変化の客観的把握にとどまらず、超国家的機関の役割からその可能性を積極的に追求する。さらに具体的には彼は第3次租税緊急令等でインフレーション利得の課税強化による負担の公正などさまざまな政策を提言し、そしていち早くドーズ案の受け入れを主張して経済的安定と平和の条件整備に力を注ぐ。まさに彼にとって相対的安定は所与の前提ではなく、自らの努力で作らねばならぬものだったのである。

## II 情勢認識と『ゲゼルシャフト』の創刊

1923年の大インフレーションは、ヒルファディングも大連立政府の財務大臣時代にその立案に参画したレンテンマルクが11月15日に発行されて以後、1ドル=4.2兆紙幣マルク=4.2

レンテンマルクで一応の収束に向かい、通貨安定の兆しが見えるようになってきた。ただ彼は当面「さまざまな安定通貨創出策も、予算均衡がない限り見込みがない」として、「外国からの支援」の必要性を論じ、新税収などが予想されているために財政状況を必ずしも絶望的には見ていなかったものの、全問題は「外債獲得まで紙幣を再発行せずに切り抜け」うるか否かだと、慎重な姿勢を崩さなかった(Kessler 19.11.1923; 5.12.1923; 16.12.1923)。彼はそもそもブルジョアジーの臆病さゆえに「連立政府の樹立が遅すぎた」こと、そして経済的危機が労働組合と党の抵抗力を急速に奪ったことを「決定的問題」として反省しつつ、1924年に入ってようやく安定化が「大きな沈静化作用」を果たし、1月のイギリス労働党政権の誕生も有利に作用しているとして事態の改善を確認し、いずれにせよ今後のことは経済の展開と賠償問題に関連すると考えた(Hilferding an K. Kautsky 30.1.1924, KF329)。

2月10日にテューリンゲン州議会選挙で社会民主党が敗北を喫した際に<sup>1)</sup>、彼は党内左右の「内部対立が党の推進力に破滅的作用」(ibid., 11.2.1924, KF329)を及ぼしたことを指摘し、現在後退状態にあるような党は、野党的立場の貫徹で成功を収めうるなどとは信じがたいと総括した。そして来るべき国会選挙は「非常に困難な闘い」(ibid., 21.2.1924, KF329)になることを彼は覚悟しつつ、ただ安定化が維持され、対外関係があまりに不利にならなければ多少改善されるだろうと考えた。さらに3月初めに彼は、革命時に急進的運動を弾圧した「ノスケの立候補を阻止」する試みについて触れ、こうした人物に「強く執着」し擁立しようとする「大衆」を批判的にとらえた(id., an L. Kautsky 8.3.1924, KF329)。

3月13日にW.マルクス(中央党)少数派ブルジョア連立政府は、前年12月8日の授権法に基づく政令存続への同意獲得の困難から、国会を解散して選挙戦に入った(VRt. 13.3.1924, Bd. 361, 12829)。ヒルファディングは自分が全国名簿のみで他のどの選挙区候補者名簿にも載

らなかったことに対して、「まさに地方では『ユダヤ人』の擁立が恐れられているようだ」と4月2日にK.カウツキーに書き送った(Hilferding an K. Kautsky 2. 4. 1924, KF329)。彼はドイツ国民の全階層における「極めて後進的で反民主主義的な性格」をあらためて確認し、ドイツは今はまだ力がないものの、ヨーロッパの反動の中心にとどまっているとの認識を示した。そして社会民主党が「プロレタリア的階級イデオロギーを著しく過大評価」した点で「大きな誤り」を犯したこと、また支配階級のイデオロギー的影響力が想像以上にずっと大きいことは1914年以後の党の全行動に示されている、とした。このように彼はドイツ国民全体の反民主主義的性格を指摘し、反ユダヤ主義の根深さを身をもって体験しながら、特に第一次世界大戦での党の協力的姿勢も念頭に、労働者の階級意識の過大評価を自己批判した<sup>2)</sup>。

はたして5月4日の国会選挙では、社会民主党は1920年選挙での独立社会民主党との合計186議席から100議席へと大敗し、また連立与党の人民党や民主党が後退して政権基盤を狭めたのに対して、特に「君主制」への復帰や「ヴェルサイユ条約の修正」を唱えていた右派の国家人民党は71議席から95議席へ、そして共産党も4議席から62議席へと躍進して、左右両極分化が進んだ(Falter 1986, 44; Salomon, F. 1920, 127)。ヒルファディング自身は全国名簿で初当選し、党議員団執行部にも加わったが(Unsere... 7.5.1924, S. 3, Sp. 3; Aus der... 27. 5. 1924, S. 2, Sp. 1)、選挙結果については、マルクス政府が外交的課題のために努力せずに総辞職する恐れがあるとし、国家人民党の政権参加が賠償問題解決の障害と「重大な内政危機の開始」(Hilferding an Adler 17.5.1924, 1468/9)を意味すると懸念した。しかし結局同党の入閣は人事や外交方針の相違などから実現せず、6月3日に第2次マルクス連立政府が発足する(*Schulthess'*... Jg. 1924, 37 ff.)。

さてヒルファディングはまたこの時期に、新しい月刊誌『ゲゼルシャフト』を編集発行することになった。彼は1月30日のカウツキー

宛の手紙で、自ら雑誌の表題として初め『展望』(“*Der Ausblick*”)を希望していたが、周囲の意向でかなわなかったことを伝えつつ(Hilferding an K. Kautsky 30. 1. 1924, KF329)、ウィーンに移ったばかりのカウツキーに「積極的な参加」とベルリンへの帰還を促し、同時に相談相手が「ここには誰もいない」と孤絶感を吐露した<sup>3)</sup>。その後もヒルファディングはカウツキーやF.アードラーに対して、この雑誌ではたんなる時流追いの記事は載せず、「確固たる学問的水準を維持する」(*id.*, an Adler 2.2. 1924, 1468/2)意図を述べ、社会主義理論の発展、憲法や行政問題などの根本的検討、国際関係の推進を課題とした。そして彼は雑誌が党執行部の決定で発行されるものの、公式には自分に対する統制機関はなく、その性格は「出版社と編集者によってのみ確定される」(*id.*, an K. Kautsky 11.2.1924, KF329)と独立性を強調し、さらに「左右両派が自分に襲いかからぬよう雑誌を導く」(*ibid.*, 21.2.1924, KF329)ために多大な困難を覚悟した<sup>4)</sup>。

4月に『ゲゼルシャフト』が創刊されると、彼はすぐにL.ブレンターノに贈呈し、後者が社会改良と通商政策で常に「闘争の先頭」に立ってきたことを評価して寄稿を要請した。その際ヒルファディングは双方の思想的出発点の相違が障害にはならないことを確認し、現状では「ドイツのカースト制度から政治的、社会的かつ精神的に抜け出る」ことが必要だとして、雑誌を「あらゆる進歩的かつ学問的な人々との精神的交流」の場とする意向を伝えた(*id.*, an Brentano 5.4.1924, Bl. 46)。まもなく彼はブレンターノから手紙と「非常に興味深い」原稿を受け取り、「卓越した権威者によって重要なテーマを続行」できることに謝意を表した(*ibid.*, 22.4.1924, Bl. 47)。

彼はまたアードラーに、「比例選挙権に関する論文」を依頼した(*id.*, an Adler 25.4.1924, 1468/4)。だが送られてきた原稿は、「非常に当惑させる」ものだった(*ibid.*, 17.5.1924, 1468/9; Adler an Hilferding 7.5.1924, 1468/5)。すなわちアードラーは、比例選挙権が完全になれ

ば、それだけ政党は多様化し多数派形成は困難になるとして、「議会での複数投票権」(Adler 1924, 311)を提案した。それは各議員の票に加えて与党に有利になるよう票を積み増す「追加的投票制」であり、こうした「一服の独裁の導入」(ibid., 314)によって政府与党には「統治の容易化」が、また野党には批判と統制という本来の機能がもたらされると彼は論じた。

この提案に対してヒルファディングは、民主主義的伝統の欠如したドイツの現状では、「最も危険な反動への支配の永続的引き渡し」を意味し、「選挙権の平等そのものを危うくする」と問題点を指摘した(Hilferding an Adler 17.5. 1924, 1468 / 9)。彼によれば、いわゆる政府権力の弱さはもっぱら右派に対してだけで、左派に対しては常に強権的であり、現在の危機的状況は選挙制度ではなく、階級的力関係の変更によってのみ克服されうる。それゆえ彼は論文の掲載を「全く不可能」と判断し、他でも「公表を控える」よう要請した。しかしアードラーは結局この論文を他誌に発表し、そしてヒルファディングからの別途寄稿依頼を断りつつ、雑誌の名前を「『サロン』とでもした方がずっと良かっただろう」(Adler an Hilferding 14.8. 1924, 1468 / 11)と皮肉った<sup>5)</sup>。

ヒルファディングは雑誌への協力を各方面に要請する一方で、自らも原稿を依頼される側に立ち、例えば1924年6月にG.ザロモンから『社会学年報』創刊に向けて、「帝国主義と階級闘争」論の執筆を求められた(Hilferding an B. Kautsky 26. 3. 1924; 24. 9. 1925; Inselmann 1964, 321 ff.; Salomon, G. an Hilferding 11. 6. 1924, Nr. 491 / 1)。しかし彼は「政治的激動期」の切迫や、自分自身の執筆計画ゆえに応じることができなかった(Hilferding an G. Salomon 22.4.1925, Nr. 491 / 3; 3.5.1925, Nr. 491 / 4)。ザロモンはその後もサンディカリズムの批判的検討などを勧めつつ、あらためて「帝国主義理論の論文」を要請したが、ヒルファディングは「極度の困憊」状況にあったり、また経済アンケートなど「他の緊急の仕事に忙殺」されたりして、結局最後まで協力を果たせなかった<sup>6)</sup>。

ドイツの政治風土については、彼はA.ファークツ宛の書簡でO. v. ビスマルクの政策を評し、ビスマルクは「反動的な根本姿勢」ゆえにイギリスやフランスなど議会的統治国や共和国を信用せず、大衆の動きもあまり考慮することがなく、結局彼の技巧的に卓抜した政策こそが不幸にも「国内の民主主義的發展を完全に阻害」し、民主主義的外交を挫折させたとらえた<sup>7)</sup>。ヒルファディングはまた、政治的民主主義の本質は少数派の特に精神的文化的権利の保障にも存するにもかかわらず、わが国ではいぜんとして異なる意見の主張を不道徳と見る悪弊があり、「政治的反对者の道徳的追放も特にビスマルクに遡りうる」(id., an Brentano 9.1. 1926, Bl. 55)と後にブレンターノに書き送っている<sup>8)</sup>。

ヒルファディングはこのころさらにドイツ政治大学に参加して、継続的に政治教育活動を行っていた。1920年にE. イェックによって設立されたこの大学は、新生ドイツのために「客観的に判断し敢然と行動する意欲と能力を持つ人々を育成」することをめざし、学歴を問わず多様な国民層に政治教育の機会を提供する「自由な連合形態」の機関であり、国家人民党穏健派の「ヘッチからヒルファディングまで」幅広く共和国擁護派を結集した「超党派の組織」であった<sup>9)</sup>。ヒルファディングは当初から大学執行部に加わって運営に携わり、その後ほぼヴァイマル期全体を通じて講師として国民の政治意識の向上に力を尽くした(Deutsche Hochschule..., ADGB, NB 421; Missiroli 1988, 28 ff.)。

このように彼は相対的安定期の始まる1924年ころには、事態の一定の好転を認めながらも、通貨や財政状況など経済的にも、また選挙や党派の勢力関係など政治的にも決して楽観的でなく、不確実で慎重な見方をしていたことが明らかとなった。彼は国民の根深い反民主主義や反ユダヤ主義を認識し、労働者意識の過大評価を反省したからこそ、それだけ一層民主主義強化の必要性を痛感し、国会での議員活動や、新雑誌編集による進歩的社会層との連携、また

政治大学での教育活動を通じて国民の政治的自覚の喚起に努めたのである。

### III 戦後社会の変容

ヒルファディングは『ゲゼルシャフト』創刊号で「現代の諸問題」を著し、第一次世界大戦開戦後10年間の社会の変化と特徴について、経済と政治及び国際関係の三部面にわたって論じた。以下ではこの論文を中心に他の資料も援用しつつ、彼がこの間の情勢をどのように把握し課題を提示したかを検討する。彼はまず経済面でカルテル、トラストの形成など資本の集積傾向が急激に進行し、個別大経営の労働過程から産業部門内さらには部門間の連携が深まり、独占の大企業と銀行の関係も緊密化して金融資本の形で統合し、「自由競争資本主義から組織された資本主義への移行」(Hilferding 1924a, 2 / 訳 65) の可能性が生ずることを示唆した。ただそれは生産手段所有者のための社会的生産力の調整と組織化の試みであり、大トラストの計画的な投資配分や、中央銀行の貨幣政策に支援された大銀行の信用調節もその手段となりうることを彼は付言した。実際に当時カルテルは戦前1910年の673から戦後1920年に1000さらに1925年には2500へと急増し、1926年時点では石炭やカリ及び鉄鋼の100%をはじめ主要工業生産全体の60%を組織下に置き、また国際カルテルも戦前以上に増加しつつあった<sup>10)</sup>。ヒルファディングはここでは「組織された資本主義」について仮定法表現を用いてあくまで可能性として語っていたが、それでも一定の現実的背景を基盤にしていた。

彼は別の論文「イギリスのトラストとカルテル」でも「産業の新たな組織化」(*id.*, 1924b, 304) について論じ、戦前ドイツやアメリカに立ち遅れたイギリスの独占的組織も、戦時及び戦後は銀行の利害もあって一層進展したことを確認した。その際トラストやカルテルが生産の単純化と専門化、技術交流、原料共同購入等によって生産性上昇の効果を持つことがある程度認められながらも、他方では独占的な生産制限や価格引き上げに対して「最大限の公開性」を

保障した公的統制が追求され、また自由貿易の国際競争により「生産費用縮減と取引冗費節約」が促されてきた (*ibid.*, 304f.)。このように彼は産業の組織化を生産性向上と独占的価格操作の両面でもとらえ、情報公開や公的統制、自由貿易により後者を排しつつ前者へ導く手がかりを見出そうとした。彼はまた6月の社会民主党大会でも、資本集積による独占的産業と大銀行の結合に対して「私的独占を社会的枠組みに編入」する必要性を説き (*Protokoll ...* [1924], 165; Hilferding [1924d], 2), さらに12月にはヨーロッパ鉄鋼トラストの誕生について、「労働者が相応の影響力を確保する」場合にのみ好ましいとの考えで欧州統合論者 R.N. クーデンホーフ=カレルギらと一致した (Kessler 14.12.1924)。彼はその後も翌1925年6月にはシュティネス社の経営破綻に際して、「最強の産業コンツェルンをも再び金融資本の統制下に置く」傾向を確認して「組織された経済」を語っている (*Niederschrift ...* [1925], 27f.)。ただし、「組織された資本主義」論の本格的展開は1927年のキール党大会でなされることになる。

さて先の論文「現代の諸問題」で彼は同時に労働関係の変化について論じ、分業と専門化が科学的経営管理に基づき機械化とともに進行し、労働者が官吏の性格の多様な職員階層に編成されて、社会保障や労働時間短縮など社会改良の「保守化作用」によりこの経済制度に順応することを予想した。しかしその一方でこうした経済の意識的調整は、従来の「偶然的」所有とは矛盾することから、生産手段所有者による経済権力と生産物の寡奪は堪えがたくなり、生産者大衆による民主的に組織された経済への転化、「経済民主主義の問題」(Hilferding 1924a, 3 / 訳 66) が提起される。この論文に見られるように彼は労働者の体制順応傾向とともに所有をめぐる対立関係の存在を指摘しつつ、経済民主主義の実現は「進化的」な経済の形態発展に基づく長期の複雑な歴史的過程であることを強調した。

その際経済民主主義は生産者層の生産管理の能力と責任感を前提とし、そのためには「出発

点の平等」(ibid., 4 / 訳 67) とそれゆえまた教育の機会均等が必要になると彼は説いた。今や労働者組織にとってはたんに物的待遇改善や社会改良でなく、経済組織そのものを民主化することが課題となり、労働組合も社会政策だけでなく「民主主義的な生産政策の担い手」(ibid., 7 / 訳 70) にならねばならない。こうして工場内での民主主義の実現や経営協議会の地位強化、多様な生産管理が政策の内容となるのである。彼は戦後の社会化論争ですでに「経営内の民主主義」や「経済的民主主義」を語り、1920年2月の経営協議会法についても「不十分」ながら共同決定及び経営管理への参加の「重要な第一歩」と見なし、そして社会主義を広い意味での「自主管理」ととらえつつ、権力的社会主義に対比して「経済的民主主義としての社会主義」という理念を提示するようになっており<sup>11)</sup>、まさに経済民主主義は戦前の『金融資本論』には見られぬ新たな視点であり、特にここでは労働者組織が社会政策の担い手から生産政策の担い手へと役割を転換することが説かれていることが示唆的である。彼は1925年6月の全自由職員同盟大会でも、経営の「技術的全面組織化」の中で職員層による「共同決定権、生産管理権の獲得」を経済民主主義への道と期待した(Niederschrift...[1925]. 28)。一方彼は中間層については、都市中間層は戦後インフレーションで「衰退」したが、中小土地所有農民層が戦時来の農業好況やインフレーションによる債務軽減でむしろ「経済力を強めた」との認識を示し(Hilferding 1924a, 8f. / 訳 72f.)、後に1925年9月の党大会でも「農民的所有の強化」の傾向を指摘して、民主主義の下で政権獲得のために「中間層を味方にする」必要性を説いている(Protokoll...[1925], 276f.)。

次いで政治面の変化については、彼は戦後主要国での「民主主義的国家形態の拡大強化」(Hilferding 1924a, 10 / 訳 73) を強調している。これまで半絶対主義的ドイツでは労働運動にとって国家は障害に見え、国家形態の批判は国家そのものの否定につながらざるをえなかった。だが戦後初めて労働者は本格的な民主主義

を経験し、共和国を自らの獲得成果と見なして影響力を行使し、この「弾力的」な国家形態の担い手になりつつある。今や国家は他の経済組織等との競合状態で権力を制限され、もはや唯一の意識的社会組織とは見なしえず、それゆえ包括的な国家理論が必要だと彼は説いた。その場合彼の念頭にあったのは「国家的諸機能の理論」であり、その理論によって、国家をたんなる階級支配の手段と見るマルクス主義理論や純法形式的国家論などを克服するのが目的だと彼は前年末に語っていた(Kessler 17.12.1923)。彼は初期から国家の相対的「自立性」を認めて議会の意義を強調し、『金融資本論』でも国家の階級的性格を具体的政策に即して論じつつ、同時に「社会の意識的執行機関」の側面も指摘していたが(河野 1993, 98 ff.)、戦後の民主主義的国家の広がりも目にして、国家の機能を一層多角的にとらえる必要性を感じていたのである。

第三に国際関係について、彼は戦後英米圏が優位に立ち、また東欧及びアジア、北アフリカでの新興民族国家の独立と民族解放闘争により「世界政治」が生まれたことを指摘し、こうした大きな勢力変化は国家間の経済的不均衡や戦争による破壊と同様に、戦後状況を暴力的に変更しようとする動きに対して反対作用を及ぼすと考えた。特にイギリスの利害関心は新たな領土拡張よりも既存の成果の保持と組織化にあり、そして今や影響力を強めた民主的大衆の利害もそれに一致している。かくして帝国主義的な領域獲得の代わりに「世界市場の共同確保と利用」へと資本主義的拡張衝動が変化し、「現実的平和主義」の政策により「超国家的機関のために個別国家の主権制限」を通じて、新たな世界秩序が創出されるのではないかと彼は提起した(Hilferding 1924a, 15 / 訳 79)。彼は国際関係も現状の流れのままに放置するのではなく、同時に超国家的機関の「出発点をなす国際連盟」(id., 1924c., 114) によって主権制限と国際的な組織化を構想していた。以上のように彼は戦後の変化について検討がまだ「不完全」なことを自覚しつつ、経済面での組織された資本主義と経済民主主義、政治面での民主主義的国家、そ

して国際関係での現実的平和主義の可能性を示唆し、こうした新たな社会事象の分析の必要性を説いた。

この論文「現代の諸問題」について社会民主党機関紙『フォアヴェルツ』は、経済民主主義の長期的過程や民主主義的国家への労働者の関与に関する叙述に「そのまま同意」できるとして、「綱領的」文書と見なし (Anschauung... 1.4.1924, 1f.)、またドイツ労働組合総同盟の『労働組合新聞』は、ヒルファディングが資本主義克服後の平和か超国家的機関による新世界秩序かを「未解答」のままに、新たな学問的検討の必要性を説いたことを「極めて妥当」と評価し (U. 12.4.1924, 114)、さらに『ライプツィヒ人民新聞』も論文をすぐに注目に転載した (Hilferding 1924a, 3.4.1924, 1f.)。他方共産党誌『インタナツィオナーレ』は現実的平和主義が徐々に「ブルジョアジーへの屈服の政策」を意味し、実質的に「帝国主義理論の清算廃棄」に向かっていると批判した (Fgr. 1924, 290)。そして N. ブハーリンもヒルファディングが資本主義の集中集積と独占的統合を「極めて正しく」把握しながら、組織化の「対立的矛盾に満ちた形態」での進行や「世界経済の無政府性の増大」を見ようとしないと追及し、カウツキーの超帝国主義論の再生による国際協調論は勢力不均衡ゆえ「非合理」であり、また強国集団の勝利としての英米支配も内部統一を欠き「幻想」だと難じた (Bucharin 1924, 561, 563)。

こうした論評に対しては、ヒルファディングは確かに戦後の組織化の進展や経済民主主義論など新たな視点を示したが、彼自身もともと綱領のような確定的命題というよりはむしろ「最初の方向付け」(Hilferding 1924a, 1 / 訳 65)として、当面の検討課題の提起を意図していたのであり、叙述も限定条件付きで慎重な表現をしていたことがまず留意されねばならない。しかも彼はたんなる事実確認でなく、今後のとるべき政策を追求していたのであり、破滅的戦争や大インフレーションを経て、経済の安定と民主化、国際平和の実現をめざす実践的姿勢があった。彼は開戦時や経済的危機における労働運動

の後退の経験からも、矛盾の激化からただちに労働者が急進するとは考えず、むしろ彼らの成熟も見すえた経済民主主義の道を示唆し、民主主義的国家内で政治的影響力を強化し、そして現実的平和主義ではカウツキーのようにもっぱら「純経済的立場」から「カルテル政策の外交政策への転用」(Kautsky 1914, 921)を説くのではなく、当時の国際的勢力関係や民主的大衆の動向、国際連盟など国際組織の役割といった政治的側面からも平和政策の可能性を論じていたのである。

さらに彼はこのころ将来の社会形態について、労働者政党の行方はともかくも、社会主義自身がどうなるかについては「ずっと不確か」で「重大な」状況にあると考えていた (Hilferding an K. Kautsky 19.7.1924, KDXII 636)。彼は社会主義の当面の課題をたんに実現の速さの問題ではなく、経済をどのような組織形態に編成すべきかの問題ととらえ、この点について一層具体的に解明せねばならないと考えた。現状の労働者の道徳的知的能力では、生産性の低下と非効率的经营による社会化の利点の減殺が懸念され、それゆえいまだ確定的結論ではないものの、包括的な中央集権化と徹底的な社会的規制の前に、「経営内での労働者の地位向上と経営管理への参加」(ibid.)が必要である。まさに彼は社会主義の見通しが不透明な中で、あるべき経済組織像の具体化と、労働者の生産経営能力の必要性を強く感じていた。そして彼は自らの検討課題として、貨幣理論の展開と特に「中央銀行の信用政策による景気調整」(ibid.)の問題ならびに国家論を構想した。当面彼は「社会的対決」の前に「政治的民主的対決」という戦術の異なる「二段階」を想定し、今は何よりも労働者に共和国と民主主義の「固有の価値」を自覚させることが肝要だと考えた (ibid., 19.10.1924, KDXII 638)。

#### IV 第3次租税緊急令とドーズ案への対応

さて1924年初頭の具体的な経済政策としては、まず第3次租税緊急令案が焦点となった。そこでは大インフレーションから通貨安定への

移行に対応して抵当権などの増額評価、インフレーション利得税や家賃税といった財政収入の補正措置、さらに国と州の間の財政調整等が課題であった (Verzögerung... 3.1.1924, S. 3, Sp. 2; Schmidhuysen 1928, 177 ff.; Hughes 1988, 54 ff.; 中村 1979, 21 ff.)。ヒルファディングは増額評価については、かねてより新たな不公平の発生や財政負担の懸念から反対していたが (河野 2004, 44 ff.)、1924 年 1 月 17 日の社会民主党議員団会議の報告で、通貨や財政の「安定性がまだ非常に危うい」状況では、「財政計画全体を危険にする抵当増額評価」問題に対して党は早急に対応すべきだと訴えた (Fraktions-sitzung 17.1.1924, Keil, Bl. 2)。そして彼は抵当や債券の増額評価が債務軽減利得への課税を困難にし、また国債の増額評価は重大な財政負担をもたらすがゆえに、財政健全化のためにも「債務軽減課税の強化を要求し、誤った増額評価を拒否する」(ibid., Bl. 4) よう主張した。具体的には工業債券課税の税率引き上げ及び早期徴収と、「農業にも同様の課税」(Fraktions-sitzung 17.1.1924, Giebel, Bl. 280) を彼は求めた。家賃税については彼は家賃引き上げに原理的拒否は「不可能」としつつも、それは地主のためでなく家屋の維持と「建築促進」のためであり、しかも漸次的なものだと条件付けた。さらに財政調整については彼は州のより大きな独立的収入は認めるものの、統一的な税務管理や直接税の一般原則を提起する国の権利は放棄しえず、所得税や資産税は「納税者状況のより良き把握」(ibid., Bl. 281) のためにも国の手元になければならないと説いた。

結局この会議で党議員団は、私人のための増額評価が公共のための債務軽減利得捕捉と国庫均衡回復を妨げ、また家賃税が大衆負担を招くとして、「第 3 次租税緊急令に盛られた措置の決定を国会に委ねる」(Beschlüsse... 18.1.1924, S. 1, Sp. 1) よう決議した。そして個別の項目では、私的債権者でなく公共のための増額評価、増収分のインフレーション被害者支援への利用、実質賃金の法的保護下での漸次的な家賃引き上げ、財政調整における国の管理権と州

及び自治体の独自財源を要求した。ちなみにこの会議では政治的な正常化も議題となり、「非常事態の廃止」を求める H. ミュラー動議に対して、ヒルファディングもそれへの「雰囲気は有利」だと賛成し、議員団も同趣旨の決議を行った<sup>12)</sup>。

第 3 次租税緊急令案は 2 月 7 日に暫定国家経済協議会の財政政策委員会でも審議され、企業家側のプラントらは増額評価問題の解決を政令にはなく「関係者に適宜委ねる」よう提案したのに対して、逆にヒルファディングらの動議はむしろ「通常の立法の方法」を取ることを主張して多数を勝ち得た (SFpA. 7.2.1924, Nr. 8, Bl. 43, 51, 53; MfP. 7.2.1924, Bl. 194 ff.)。翌 8 日の会議でヒルファディングは家賃の増額評価に関連して、都市地代は抵当債務を免れた家主のためではなく「公共のため」に利用すべきだと論じた。急激な家賃値上げは大衆の生活を悪化させ、また家賃規制の州への委任は「経済領域の分裂」を招くがゆえに、むしろ国法による規制が必要であり、州と自治体は家賃税の代わりに「資産税に追加課税する権利」を持つのが望ましいと彼は説いた (SFpA. 8.2.1924, Nr. 9, Bl. 25 f., 28)。そして G. ベルンハルトらと共同で、新住宅建築の促進も考慮しつつ「住宅制度の規制を国家立法の通常の方法に委ねる」(ibid., Bl. 28) こと、また州と自治体に今後 2 年間相応の追加的資産課税の権利を認めることを提案した。これに対して農業代表者の A. カイザーらは、農林業土地所有者が「追加課税から免除される」よう提案したが否決され、結局ヒルファディングらの案が可決された (ibid., Bl. 34, 37; Hilferding 8.2.1924, Bl. 177; MfP. 8.2.1924, Bl. 199; Der Kampf um... 9.2.1924, S. 3, Sp. 2 f.)。

さらに 9 日に政府と各党代表の協議で民主党の E. コッホ-ヴェーザーは資産税について「社会民主党との一致」を報告し、中央党の P. シュパーンも「合意の考えに賛成」した中で、ヒルファディングは自党はいかなる増額評価にも反対としつつも、事態打開のために場合によっては「軽微な増額評価に賛成」する用意があるむ



ね表明した (*Die Kabinette...* 1973, 344)。しかしその後立法規制での合意をめざす協議は、増額評価擁護の「国家人民党と社会民主党との対立で挫折」し、また政府も資産税増徴案を「決断できず」に終わった (Fischer, Bl. 265, 267)。

結局第3次租税緊急令は2月14日に授權法に基づいて公布され、増額評価は抵当権や土地債務など「通貨下落で減価した投資」(Dritte... 14. 2. 1924, 74) につき金価値額の15%までなされるが、公債は対象外となり、また支払い請求は1932年以降と定められた。そして国はインフレーション利得税として「増額評価分を差し引いた債務証券金マルク額の2%」(*ibid.*, 78) を課税し、他方州は戦前の「平時家賃」を漸次回復して、その30%と維持管理費の補填を家主に保障しつつ、家賃税を徴収して最低10%を新建築促進に利用するものとされた。さらに財政調整では国から州への所得税などの分与率に変更され、また給与補助は廃止されることになった。このように抵当権等の増額評価が導入され、公債の除外で財政負担は避けられたものの、債務者利得の捕捉は原価値から増額評価分控除後の85%の2%、つまり1.7%のみで僅少にとどまり、ヒルファディングの求めたような課税強化による社会的不公平の克服は不十分であり、また地方財政にとっては追加的資産課税が認められずに、家賃税が新たな主要財源の一つとなった。増額評価や財政調整の問題はその後も政策の争点となった。

次いでこの時期の重要な課題は賠償問題の処理であり、4月9日に賠償委員会設置の専門家委員会が報告書としてドーズ案を提出したことで新たな展開を見せた (*Die Sachverständigen...* 1924; Bergmann 1926, 271 ff.; Krüger 1985, 237 ff.; 岡野 1946, 114 ff.; 加藤 1973, 140 ff.)。同案はドイツの「税制的、経済的統一性の回復」(*Die Sachverständigen...* 1924, 20) を出発点として、通貨安定のために新発券銀行設立ないしは中央銀行改組と、国庫均衡のために賠償負担の「一定の軽減」を提案した。そして通常予算と鉄道債券及び運輸税、工業債券を原資として、10億金マルクから25億金マルクへと5年

間の段階的な支払いを規定した。その際「金マルクないしは等価のドイツ通貨」(*ibid.*, 44) による新銀行の賠償口座への支払いを、ドイツ政府の債務履行の「最終的行為」と見なし、連合国への現金振替は「賠償支払代理人」と連合国専門家の委員会が通貨の動揺を回避しつつ行い、その間の余剰基金は国内経済に信用供与される。さらに新銀行設立と通貨安定のために、ドイツに8億金マルクの外債が認められるとした<sup>13)</sup>。

4月10日に暫定国家経済協議会の経済政策委員会と財政委員会の合同会議でヒルファディングは早速ドーズ案について、初めて連合国もその権威を疑いえない筋からの「経済的解決案」として、第一に「経済的統一性と特に経済的安定性を回復」して信用を復活させ、第二に「全財政及び経済政策を長期的に再構築」する可能性を与えるという二重の意義を有すると評価した (SWpA. 10. 4. 1924, Bl. 25)。決定的なのは、「通貨安定」の重要性が正当に強調され、しかもそれが外国への振替送金によっても脅かされないよう配慮されていることであり、この「真剣な」提案は戦後かつてないほど大きな政治経済的安定性を当面保障すると彼は見た。

同時に彼は政府のとるべき政策を多面的に論じ、まずカルテル局の新設と体系的調査により合理的な立法基盤を創出し、特に預金不足と資金需要逼迫のまま外国信用も制限されている現状では、「銀行独占化」(*ibid.*, Bl. 28) の問題をカルテル裁判所に提訴すべきだと主張した。そして工業部門の組織的技術の後れを回復するために、「極めて自由な通商政策」(*ibid.*, Bl. 30) による国際競争の導入を説いた。また彼は通貨安定の観点から放漫な農業信用供与を回避すべく、中央銀行に「一層厳しい信用制限」を求め、その一方で国際収支の改善と新たな購買力創出のためには「産業が外国信用を獲得する」ことが望ましいと論じた (*ibid.*, Bl. 35 f.)。最後に賃金政策では彼は、C. ハルトUNGが低価格で増産するには「労賃を実際に極力抑制」すべきだと主張したのを「根本的誤り」と退け、「国内市場の購買力なくして持続的好況はない」と反論

した (*ibid.*, Bl. 17, 40)。まさに大衆の高い文化と収入に立脚する健全な国内経済があってこそ、国際競争力のある生産段階を保持しうるのである。

こうしたヒルファディングの提言について、中央銀行総裁 H. シャハトは「全体として同意」(*ibid.*, Bl. 42) を表明したが、ただ所得回復が急速に進んだとしても膨大な資金需要を十分満たせず、中央銀行の困難な立場はいぜん続くと予想した。そして彼はヒルファディングの強調したように、何よりも「輸出促進」によって外貨需要も緩和されうると述べた。彼自身は賠償問題の解決を事態改善の前提と見なし、ドーズ案は負担がいかに重かろうとも、ドイツの政治経済的自由を回復し、また賠償問題を「政治と軍国主義から解放」(*ibid.*, Bl. 57) して初めて経済的に取り扱っている点で、「検討に値する」と評価した<sup>14)</sup>。

4月14-15日には政府と各党間でドーズ案への対応をめぐる協議がなされ、国家人民党代表 K. ヴェスタルプは、現政府は外交的約束をできず、「決定を将来の政府に委ねる」(*Die Kabinette...* 1973, 568) よう主張したのに対して、ヒルファディングら社会民主党代表は民主党などと各党各党と同様に、「専門家報告書を賠償問題の早期解決の適切な条件と見なす」という政府の意向を「了承」した (*Besprechung...* 15.4.1924, Bl. 102)。これをうけて政府は翌16日に賠償委員会宛の覚書で、ドーズ案を基礎に協力するむね表明した (*Schulthess'...* Jg. 1924, 407)。

暫定国家経済協議会では、4月11日の合同委員会会議で設置された経済計画策定作業委員会がドーズ案関連の政策を引き続き審議することになり、ヒルファディングもこれに加わった。25日の第1回会議で副議長に選ばれた彼はドーズ案を「全般的に進歩」(SAaAWp. 25.4.1924, 1515, Bl. 9) したものと見なし、委員会の検討課題として産業負担を考慮した新税制、統一的金本位制による通貨問題の解決とレンテン銀行の清算、貿易政策の新案作成、そして国内経済の再編の4項目を提案し、H. クレーマー

議長の「支持」を得た。その後の会議で彼はまず発券銀行設立案について、銀行指導部のドイツ人のみによる構成や、外国人の加わる総協議会及び外国人特別委員の監督権限の「制限」ゆえ、割引や信用政策など「経済全体の管理が外国の手に渡るとの懸念には与しえない」(*ibid.*, 5.5.1924, 1516, Bl. 78 f.) と述べた。そして彼は銀行券流通の「弾力性」の拡大及び緊急時の準備金規定の柔軟な運用を「かなりの前進」と評価し、根本的には通貨の「交換可能性を極力早く回復する」(*ibid.*, Bl. 81) ことが必要だと論じた。一方彼はレンテン銀行を「抵当銀行と全ドイツ長期農業信用機関の一種の持株会社」(*ibid.*, 7.5.1924, 1516, Bl. 100) に転換することで、短期信用を本来業務とする発券銀行との区別を再び明確にできるとした。また彼は発券銀行理事会に対して「公益を擁護」(*ibid.*, 12.5.1924, 1516, Bl. 107) できる唯一の諮問機関として将来の中央委員会を想定し、その構成については自由な立法の立場からの提案が必要だと説いた。さらに彼は鉄道経営の重要な国民経済的貢献を認めつつも、運賃抑制によって他企業を財政支援するのではなく、自ら「一定の収益性」(*ibid.*, 14.5.1924, 1516, Bl. 146) を確保し、減価償却を考慮して投資せねばならないと論じた。

結局5月19日の委員会では、発券銀行について「ヒルファディングによって何度も定式化された提案」(*ibid.*, 19.5.1924, 1516, Bl. 150) が評論された後、クレーマーらの動議が全会一致で可決された。すなわち、理事会が諮問機関の助言を得る「可能性」を「義務」規定に変更し、その際後者は従来の中央委員会の権限を全般的に引き継ぎつつ、各産業部門と労使及び公益を適切に代表するものとする。次いでレンテン銀行の再編では、清算開始時に農業の実情に応じたレンテンマルク信用の「漸次的削減」と、「中央農業信用機関への改変」(*ibid.*, Bl. 151) を勧告するクッチャー案が一致採択された。その後委員会はなおしばらく続いたが、実質的な審議は別の場に移った。このようにヒルファディングはドーズ案に安定化の可能性を即座に見出して、関連する諸政策を提起し、発券銀行

でのドイツ側の権限確保や諮問機関による公益擁護、レンテン銀行の農業信用機関への改組などを主張して、委員会決議に大きな役割を果たした。

## V 社会民主党大会と国会審議

ドーズ案への対応は6月11-14日の社会民主党大会でも重要議題の一つとなり、ヒルファディングは主報告者として内政外交の基本方針を提起した。彼は外交面では、イギリス労働者の権力獲得とフランス民主勢力の5月選挙勝利後の今こそ、「専門家報告書の受け入れ」(Protokoll... [1924], 169)によって賠償問題に決着をつけるよう主張し、ドイツの統一性回復や通貨動揺回避の「重要な保障」、長期支払い不能時の賠償額削減の可能性を指摘した。同時に彼は新たな外交政策の条件を整備すべく、現実的平和政策の手段として「国際連盟への加入」(ibid., 172)を政府に要求し、また「普遍性」の観点からロシアの国際連盟加入や、「全般的な」軍縮の必要性も訴えた。

一方内政は「賠償負担の転嫁をめぐる闘争」(ibid., 174)となり、彼はまず8時間労働日について、労働密度及び質の向上や技術的組織的改善への誘因ゆえ、決して生産制限や価格上昇に直結しないことから、正当な経済的根拠を有し、また勤労者の「共同決定権」の実現には時間的余裕が必要なため、「文化的意義」もあわせ持つと論じた。そして今や賃金が協約と調停制度により「政治問題」になっている状況で、彼は党の影響力を重視した。また彼は雇用吸収力を持つ加工業の発展に向けて、「食糧及び工業原料関税を除去しつつ、長期通商条約を締結する通商政策」(ibid., 176)を提起し、さらに勤労大衆の境遇を改善すべく租税負担の適正化を求めた。最後に彼は連立政策を「緊急策」と位置づけながら、知識人など「周辺階層をより多く獲得」(ibid., 179)するよう主張した。このように彼はドーズ案の受け入れを前提に内外の諸施策を提起し、それらを決議案にまとめた。すなわち、専門家報告書の受諾と国際連盟加入及び全面軍縮、大衆賦課や関税の阻止、「8時間労働

日の維持」、共同経済的住宅建設による失業削減など「社会的扶助の強化」、そして共和国と国家的統一性の擁護を彼は提案した (Die Resolutionen... 17.6.1924, S. 3, Sp. 2)。

これに対してP.レヴィやT.ゼンダーら左派も決議案を出し、ドイツ支配階級が外国市場及び投資領域獲得闘争の激化に乗じて失地回復をねらっている状況では、「戦争責任のあるブルジョアジーに敗戦の重い負担を担わせる」(Protokoll... [1924], 180; Für Freiheit... 15.6.1924, S. 2, Sp. 1f.) ことで、新たな危機と戦争を防止せねばならないと提起した。趣旨説明でレヴィは、いわゆる「イギリスの平和をあてにすべきでない」(ibid., 181)と批判し、それを脅かすものとしてアメリカ大陸の隆盛や、「ロシア農民国家」の巨大な帝国主義的権力機構への転化可能性を示唆した。そして彼は自らドーズ案に「賛成」するとしても、それによって平和が生ずるからではなく、むしろブルジョアジーに戦争責任の義務を負わすことができるからだと主張した。またO.エーデルはヒルファディングの社会主義後退論の「宿命論的姿勢」(ibid., 192)を追及し、ドーズ案の実施で生ずる重大な社会的対立に向けて闘争準備をすべきだと訴えた。

ヒルファディングは総括発言で、レヴィ決議案が「具体的政治的要求を欠如」(ibid., 195)したたんなる世界観の提示にすぎないとして、「否決」するよう要請した。彼自身はロシアの転換を「農民革命」と見なして、疲弊した社会構造ゆえにロシア帝国主義脅威論を否認しつつ、ドイツの将来がむしろ「西側民主主義との緊密な協力」に依存することを確認し、各地の民族運動との調整を図りながら、「暴力的に展開する全危険性を防止する外交政策」を遂行することを方針とした (ibid., 196)。そして彼はドーズ案の受諾がたんにブルジョアジーへの「罰」ではなく、ドイツ経済全体や労働者への負担ともなることを指摘し、ただそうした不利益は平和や安全そして経済再建の利点で十分あがなわれ、しかも同案には新たな富裕者への課税など今後の闘争に利用しうる内容も含まれていると

補足した。さらにエーデル発言に対して彼は、過去2年間の「労働者階級に不利な社会的権力移動」(*ibid.*)を再確認し、一時的退却はじきに反転攻勢できるのにひきかえ、無謀な行為による大敗の後には、運動の立て直しまで何十年もかかりうると反批判した。

最終的にヒルファディング決議案の方が、大多数で可決された(*ibid.*, 199; Für Freiheit... 15. 6. 1924, S. 3, Sp. 2)。また連立政策では、それを原理でなく「戦術の問題」と見なして、民主主義と社会政策を入閣目的としたミュラーらの決議案が議決され、他方これまでの連立を批判して「非和解的階級闘争の思想」を求めた左派R. ディスマンらの決議案は退けられた<sup>15)</sup>。ヒルファディングはその後党内の「沈静化」を確認しつつも、ただレヴィら反対派が政府ブルジョア政党の穀物関税導入や労働時間延長の動きを契機にドーズ案受諾に条件を付けるなら、重大な「ディレンマ」が生ずると警戒を続けた(Hilferding an K. Kautsky, 19.7.1924, KDXII 636)。

さて7月16日から8月16日までのロンドン会議でイギリスやフランス、ドイツなど各国政府と賠償委員会は、専門家報告書の「案の受諾を確認してその実施に同意」(*Die Londoner...* 1925, 221)し、これをうけてドイツ国会では関連法案の審議がなされた。8月25日の会議で国家人民党のO. ヘルクトは、報告書によって結局フランス人の「血の軛の代わりに労働の足踏み機械」がわれわれに課せられるだけだと批判し、そして国内に敵がいる限り通商協議の開始を「不可能」と見なし、「最終協定も含む全法律を拒否」すると宣言した(*VRt.* 25. 8. 1924, Bd. 381, 796, 804)。また共産党のゴルケは「マルクス=シュトレゼマン=ヒルファディング政府」を一括して、実態を無視した平和到来論だとして否定し、ロンドン協定は中央銀行や鉄道、工業に外国資本の支配を、また労働者と中間層には増税をもたらすだけであり、むしろ「ロシアとの同盟」こそが事態打開の政治権力的状況を生み出すと主張した(*ibid.*, 823, 829)。

これに対してヒルファディングは何よりも

「現実の力関係」から出発し、前年の完全な経済崩壊やルール喪失の脅威に比して、今やイギリス労働党とフランス民主主義の勝利に加え、アメリカにとっての市場及び投資領域としての欧州の重要性から、「状況が変化」したことを指摘した(*ibid.*, 807f.)。そして彼は報告書ではそもそも賠償の減額や最終的確定、連合国間の債務帳消し、暴力的併合の放棄などが十分実現されず、犠牲が大きいことを認めつつも、和解が挫折すれば危機の再来で闘争条件も悪化するとして、決然と平和への「第一歩」を踏み出すよう説いた。現状では借款も将来的保証もなく年間20億金マルク余の負担を考えれば、報告書の支払い条件は有利で財政管理は限定され、鉄道も国有のまま運賃主権はほぼ確保されており、特に「核心部分」の振替規定は通貨のみならず経済全体の防護として、その困難時には新協議の道が開かれる。したがって報告書は受諾によって完了するのではなく、「平和活動を継続する基盤」(*ibid.*, 811)となるのである。翻って彼は共産党の和平反対論について、西欧の内部対立から一定の譲歩や借款を得ようとするロシアの利害との結び付きを指摘した。また国家人民党に対しては「ドイツの一体性とルール地方の賭けられた博打」(*ibid.*, 813)の政策と批判しつつも、同党支持層への政府の農業信用支援等も考慮して、国政責任から受諾に動くよう再考を促した。このように彼は国内外の状況の変化を背景に現行の賠償負担も勘案し、報告書を通貨及び経済安定と負担軽減そして平和活動の出発点として、不十分ではあっても受け入れるよう他党にも呼びかけた。

結局8月29日にドーズ案関連法案が連立与党と社会民主党などの賛成で採択され、その際特に憲法修正に絡んで3分の2以上の多数を要するドイツ国鉄会社法は、国家人民党議員の約半数48名の賛成も得て可決された(*ibid.*, 29. 8. 1924, 1085 ff., 1125 ff.)。まず銀行法(Bankgesetz 30. 8. 1924, 235 ff.)は中央銀行の組織としてドイツ人の総裁及び理事会、商工業や従業員代表の中央委員会、そして発券特別委員を含め半数が外国人の総協議会を設置し、50年間の

発券独占と旧1兆マルクの新1ライヒスマルクへの交換を定めた。そして賠償口座を開設し、また金500g当たり1392ライヒスマルクの兌換を規定したが、発効は当面見送られた<sup>16)</sup>。一方レンテン銀行券流通償却法 (Gesetz über die Liquidierung... 30.8.1924, 252 ff.) は新規発券停止及びライヒスマルクとの対等交換、農業抛出分のみへの減資と新農業信用会社設立の準備を決定した。さらに工業負担法 (Gesetz über die Industriebelastung 30.8.1924, 257 ff.) は企業家への50億金マルクの賦課と、彼らの個別債券をもとにした「ドイツ工業債券銀行」による「工業債券」の賠償委員会受託者への手交を定め、また国鉄会社法 (Gesetz über die Deutsche... 30.8.1924, 272 ff.) は資本金150億金マルクの会社設立、国による130億金マルク親株保持及び連合国鉄道特別委員との共同監督、さらに会社による110億金マルク「賠償債券」と20億金マルク優先株の償還ならびに運輸税納付を決めた。そして8月30日のドイツと連合国の協定はドーズ案発効後に8億金マルク公債の条約締結と、ルール占領措置の撤廃を約した (*Die Londoner...* 1925, 234 ff.; *Gesetz über die Londoner...* 30.8.1924, 289 ff.)。かくして9月1日の同案発効により賠償問題に一つの大きな区切りがつき、相対的安定の重要な条件が整うことになるのである。

## VI 結 び

以上で見てきたように、ヒルファディングは1923年11月の通貨改革以後に安定化の兆しを一定程度認めながらも、予算均衡や外債獲得などの条件を考慮して慎重姿勢を保持し、また国政選挙も含めた政治的見通しの困難さについては、社会的力関係のみならず、根本的にはビスマルクにも遡る国民全体の反民主主義的性格や反ユダヤ主義に起因することを認識し、特に大戦時に示されたような労働者の階級意識の過大評価を深く自己批判した。彼は相対的安定の開始期の状況を決して楽観視することなく、むしろ難しい局面ととらえ、労働者も含めた民主主義的意識の弱さを自覚していたがゆえにこそ、

その意義を強調し強化の必要性を説いたのである。彼は1924年5月の選挙で保守勢力の伸張から内政危機を懸念し、自ら党内で孤立感を抱きつつも、国会議員及び党議員団執行部として新たな活動の場を得ることになる。彼はまた独立した学術的雑誌『ゲゼルシャフト』を創刊し、ドイツの思想的閉鎖性を打破するために、党関係者だけでなく幅広い進歩的勢力との交流を追求し、さらに政治大学での活動などを通じて、国民の政治意識の向上に尽くした。

そして彼は戦後の変化として、経済面で資本集積の果てに組織された資本主義の可能性を示唆したが、それは留保条件付きでありながらも、当時の国内および国際的なカルテル、トラストの広がりやそれなりに現実的に反映していた。その一方で彼は所有関係の矛盾から民主主義的に組織された経済への転換、経済民主主義を対置し、ただそれは出発点の平等を前提に、労働者の生産管理能力の向上と経営内の民主主義による長期の過程であることに留意した。経済民主主義論は『金融資本論』以後の新たな視点として、彼独自の社会主義理念とも関連しており、その際とりわけ労働者組織に関して、伝統的な分配政策でなく生産政策の役割が強調されている点が注目される。また彼は政治面では、民主主義的国家内で労働者の弾力的な影響力行使の可能性を指摘し、国家の機能を階級支配のみならず多面的に把握する必要性を自ら感じていた。さらに彼は国際関係では、英米優位の下で前者の現状維持利害や大衆の平和要求などから、暴力的領土拡張に代わる世界市場の共同利用、超国家的機関による現実的平和主義の政策も予想し、ただ現状の推移に委ねるのでなく、特に国際連盟を通じた主権制限と国際的規制を構想した。彼自身はこうした諸論点を、綱領的命題としてよりはむしろ重要な検討課題として提示したのであり、しかもその際たんに新たな現状分析でなく、今後の政策の方向性を追求する実践的志向があった。彼は産業の組織化による生産性向上の側面や中央銀行の景気調整策を視野に入れ、労働者の即時急進化論を退けて彼らの成熟に応じた経済民主主義の道を提起

しながら、民主主義的国家の下で政治的影響力の確保を求め、そしてなにかんづく超国家的機関の積極的役割を念頭に現実的平和主義を論じていたのである。さらにこのころ彼は社会主義像の不透明さから、経済の組織形態の具体的解明と労働者の経営参加の必要性を痛感しつつ、当面共和国と民主主義の価値意識の喚起をめざした。

当該期の具体的な経済政策としては、彼は第3次租税緊急令について、財政への影響などから増額評価よりもインフレーション利得課税の強化を主張し、また家賃規制を国法に委ねて増収分を建築促進に利用しながら、州にはむしろ追加的資産課税権を与えるよう訴え、さらに財政調整では国の統一的施策を強調して、党議員団や暫定国家経済協議会決議の実現に中心的役割を果たした。しかし結局緊急令による増額評価の導入やインフレーション利得課税の不徹底さ、州の追加的資産課税の否認などから、彼の意図したような社会的公正はあまり実現せず、問題は持ち越された。このころ彼はまた政府に対して、カルテルの調査や自由な通商政策による工業の国際競争力の促進、信用規制と外資導入、購買力維持の賃金政策等を提言し、経済基盤強化のための政策を包括的に展開しようとしていたことが目に止まる。そして4月のドーズ案発表後彼は直ちに、ドイツの統一性回復や振替規定による通貨価値保全などゆえ政治的経済的安定化の道と評価し、法案審議で発券銀行におけるドイツの主導性を確認しつつ、労働者らも加わった中央委員会の設置義務を決議し、またレンテン銀行の農業信用機関への転換を提起した。

さらに党大会で彼はドーズ案の労働者への負担を認めつつも、平和と経済再建の観点から受け入れを主張し、それを前提に国際連盟加入と全般的軍縮、また内政では8時間労働日や税負担の是正、共和制擁護などを説き、周辺諸階層の結集を訴えた。彼はたんなる世界観でなく何よりも具体的政策の必要性を強調して、自らの決議案への支持を勝ち得たのである。8月末の国会審議で彼は英仏米の変化など現実の力関係

に基づき、ドーズ案の諸条件を総合的に考慮して、今後の賠償協議と平和活動の出発点として受諾を訴え、他党にも働きかけて最終的に関連法案の議決に導いた。彼は当初からドーズ案を支持し、自らの本来の要求と部分的な齟齬はあっても、立法過程で提言を法案に反映させるよう努め、党内をとりまとめつつ国会での成立を果たした。ドーズ案が相対的安定期の不可欠な基盤であった限りでは、彼は相対的安定そのものの実現に大きな寄与をなしたと言えよう。むしろこの安定はあくまで相対的なものであり、次の課題がすぐに彼を待ち受けることになる。

[付記] 本稿は2005/06年度金城学院大学特別研究助成費の成果の一部である。

河野裕康：金城学院大学

#### 注

- 1) 党の得票率は1921年選挙時に、統一前の独立社会民主党との合計で39.2%だったが、今や23.1%に激減した (Schröder 1995, 270, 884).
- 2) 彼は後にも「1914年の失望」を語っている (Hilferding an K. Kautsky 19.10.1924, KDXII 638). 反ユダヤ主義については、例えば前年にバイエルン農民同盟は、彼の加わった内閣に対して「ユダヤ人の奴隷の軛」を攻撃し (Notiz... o. D.), 同様に他の極右派も「新ユダヤ人財務大臣」の賠償約束による「ドイツ国民の完全な奴隷化」の恐怖を煽っていた (Mordhetze... 18. 8. 1923).
- 3) 彼は繰り返しカウツキーに、「早期に戻るよう希望」を伝えている (Hilferding an K. Kautsky 30.5.1924, KDXII 635; Koth 1993, 210ff.).
- 4) 彼は後にも、雑誌が公式な党月刊誌だというのは「誤り」であり、逆に自ら「公的なことをすべて遠ざける」よう努めていると述べた (*id.*, an Quarck 5. 10. 1925, Bl. 1). 彼はまた『ノイエ・ツァイト』の元編集者 H. クーノーをいぜん「好意的」と見なして協力を期待したが、「拒否」された (Cunow 1.3.1924, Bl. 2).
- 5) アードラーはその後もなおインタナショナル論などの執筆要請に応ぜず、ただ国際連盟論文の転載を認めて、『ゲゼルシャフト』が最近は「かつてよりもずっと好感が持てる」と述べたのは2年後のことであった。しかしこの転載は結局実現しなかった (Hilferding an Adler 30.

8. 1924, 1468 / 12; 4. 9. 1926, 1468 / 13; 4.10. 1926, 1468 / 17; Adler an Hilferding 11.9. 1926, 1468 / 14).
- 6) ザロモンは、1924年1月8日にヒルファディングの「法的な妻」となったローゼをも通じて寄稿を依頼した (Hilferding an K. Kautsky 30. 1. 1924, KF 329; Salomon, G. an Hilferding. 30. 6. 1925, Nr. 491 / 7; *id.*, an Rose Hilferding 7. 8. 1925, Nr. 491 / 8; Hilferding, Rose 2.8.1925, Nr. 491 / 9; Hilferding an G. Salomon 18.8.1926, Nr. 491/30). 彼は1927年2月末にもヒルファディングに、自ら設立するフランクフルト社会学協会で植民地帝国主義等について講演を要請した (Salomon, G. an Hilferding 27.2.1927, Nr. 491 / 34).
- 7) ヒルファディングは雑誌寄稿者のファークツに、個人的に「非常に好印象」を抱いていた (Hilferding an Vagts 8.8.1924, Bl. 1f.; *id.*, an Wertheimer 10. 11. 1925, Bl. 1).
- 8) ヒルファディング自身は生来の「確信的な民主主義者」で、実証主義的かつ人道主義的世界観を持っていたと同時代人から評されていた (Friedländer 1941, Bl. 3).
- 9) ヒルファディングはイェックを、反動派ではなく「実際にいつもさまざまな有益なことを行う人々に属する」と評価していた (Hilferding an Vagts 8.8.1924, Bl. 1; Denkschrift ... 1920, 6 f.; Jäckh 1923, 29; Deutsche Hochschule... 20.10.1925, *Vw.*, S. 3, Sp. 3).
- 10) 独占的大企業と銀行の関係は、大戦から1924年ころにかけて前者の自己金融や後者の資本力喪失などゆえに弛緩しながらも、通貨安定後再び人的結合や中小企業の銀行依存が増したことが指摘されている (König 1960, 304; Metzner 1926, 10 ff.; Michels 1928, 170 ff.; Warriner 1931, 16; Hagemann 1931, 19 ff., 78 ff.; Wixforth 1995, 30 ff., 499 ff.; 加藤 1973, 256 ff., 269 ff.).
- 11) 「自主管理」に関して、彼とギルド社会主義及びO. バウアーとの思想的影響関係が確認される (河野 1998, 4, 9; 同 2001, 48).
- 12) 軍事的非常事態は最終的に3月1日に廃止された (Beschlüsse... 18.1.1924, S. 1, Sp. 2; Fraktionssitzung 17.1.1924, Keil, Bl. 5 f.; Verordnung... 28.2.1924, 152f.).
- 13) 国際借款の必要性はすでに1922年4-5月のジェノヴァ会議でも認められ、ヒルファディングはこれによって賠償履行の不可能性が間接的に認められたことを成果とし、会議は「良き準備作業」であり、ここでの接触が長期的に「緊張緩和の作用」をもたらすだろうと期待していた (Hilferding an K. Kautsky 3.5.1922, KF 329; 河野 2004, 25ff.).
- 14) J. M. ケインズは1922年秋にヒルファディングからも意見聴取して賠償繰延等を提言していたが、今回のドーズ案は誠実に実施されれば、ドイツは抑圧と崩壊から免れるだろうとして、全体的にこれまでで「最高の寄与」と見なした (Keynes... 12.4.1924, S. 1, Sp. 2; 河野 2004, 35ff.).
- 15) S. グロスマンはヒルファディングが率直に「自己批判と大胆な言葉」で演説し、今や党の「精神的指導者」になったと評価したのに対して、C. v. オスィエツキは、彼は確かに学識と政治的見通しを持つが、熱狂や非合理性の感覚に欠ける「衝撃的要請を提起しない頭脳」だと見た (*Protokoll...* [1924], 138, 204 f., 210; Abstimmungen... 14.6.1924, S. 2, Sp. 1; Grossmann 1924, 832; Ossietzky 1924, 923).
- 16) 鑄貨法も「金本位」を宣言した (Münzgesetz 30.8.1924, 254ff.).

#### 参考文献

- Abstimmungen auf dem Parteitag 14.6.1924. *Vorwärts* [Vw.] Morgen=Ausgabe [MA.], 2. Beilage.
- Adler, F. 1924. Probleme des Proporz. *Der Kampf* 17(8) : 306-14.
- an Rudolf Hilferding. Internationaal Instituut voor Sociale Geschiedenis [IISG], Amsterdam, Sozialistische Arbeiter-Internationale Archiv [SAI], 1468.
- Anschaun und Verändern! 1.4.1924. *Vw.* MA. Aus der Reichstagsfraktion 27.5.1924. *Vw.* MA. Bankgesetz 30.8.1924. *Reichs=Gesetzblatt* [RGBl.] Jg. 1924, Teil 2.
- Bergmann, C. 1926. *Der Weg der Reparation*. Frankfurt am Main.
- Beschlüsse unserer Reichstagsfraktion 18.1.1924. *Vw.* MA.
- Besprechung mit den Parteiführern 15.4.1924. Bundesarchiv, Berlin [BA. B.], Reichskanzlei, R43 I / 1020.
- Breitman, R. 1981. *German socialism and Weimar democracy*. Chapel Hill.
- Bucharin, N. 1924. Die Widersprüche des modernen Kapitalismus. *Die Internationale* 7(18) : 560-63.
- Cunow, H. an M. Quarck. Archiv der sozialen

- Demokratie [AsD], Bonn, Nachlaß [Nl.] Quarck, Mappe 5, Nr. 79.
- Denkschrift der Hochschule für Politik 1920. AsD, Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund, Bundesvorstand incl. Vorläuferorganisationen [ADGB], NB421.
- Deutsche Hochschule für Politik. Sommersemester 1922; Wintersemester 1924 / 25; Aufbau und Arbeit, Berlin, 1926; Vorlesungs-Verzeichnis Sommersemester 1926; Sommerhalbjahr 1928 u. 1931. *ibid.*
- Deutsche Hochschule für Politik 20.10.1925. *Vw.* Abend=Ausgabe [AA.].
- Dritte Steuernotverordnung 14.2.1924. *RGbl.* Jg. 1924, Teil 1.
- Falter, J., u. a. 1986. *Wahlen und Abstimmungen in der Weimarer Republik*. München.
- Fgr., Ad. 1924. Die Gesellschaft. *Die Internationale* 7(7/8) : 290.
- Fischer, H. o. J. Bericht über 3. Steuernotverordnung. Bundesarchiv, Koblenz [BA. K.], Nl. Dietrich, H., N. 1004, Nr. 70.
- Fraktionssitzung 17. 1. 1924. AsD, Nl. Giebel, C., Kasette II, Teil 2.
- Fraktionssitzung 17. 1. 1924. AsD, Nl. Keil, W., Nr. 40.
- Friedländer, O. 1941. Rudolf Hilferding. Arbetarrörelsens Arkiv, Stockholm, Nl. Friedländer, vol. 3.
- Für Freiheit und Kultur! 15.6.1924. *Vw.* Sonntags=Ausgabe, 2. Beilage.
- Gates, R. A. 1970. *The Economic Policies of the German Free Trade Unions and the German Social Democratic Party, 1930-1933*. Ph.D. Diss., Oregon University.
- Gesetz über die Deutsche Reichsbahn=Gesellschaft 30.8.1924. *RGbl.* Jg. 1924, Teil 2.
- Gesetz über die Industriebelastung 30.8.1924. *ibid.*
- Gesetz über die Liquidierung des Umlaufs an Rentenbankscheinen 30.8.1924. *ibid.*
- Gesetz über die Londoner Konferenz 30.8.1924. *ibid.*
- Gottschalch, W. 1962. *Strukturveränderungen der Gesellschaft und politisches Handeln in der Lehre von Rudolf Hilferding*. Berlin. 保住俊彦・西尾共子訳『ヒルファディング』ミネルヴァ書房, 1973.
- Grossmann, S. 1924. Der Parteitag der Fünfzigjährigen. *Das Tagebuch* Jg. 5 : 830-34.
- Hagemann, W. 1931. *Das Verhältnis der deutschen Großbanken zur Industrie*. Berlin.
- Hilferding, Rose an G. Salomon. IISG, Nl. Salomon, Nr. 491.
- Hilferding, Rudolf 1924a. Probleme der Zeit. *Die Gesellschaft* Bd. 1 : 1-17 ; 3. 4. 1924. *Leipziger Volkszeitung* [LV.]. 倉田稔・上条勇編訳『現代資本主義論』新評論, 1983 : 64-82.
- 1924b. Trusts und Kartelle in England. *Die Gesellschaft* Bd. 1 : 296-305.
- 1924c. Realistischer Pazifismus. *ibid.*, Bd. 2 : 97-114.
- [dat. 1924d]. *Für die soziale Republik*. Berlin.
- u. a. 8. 2. 1924. Antrag. BA. B., Vorläufiger Reichswirtschaftsrat [RWR.], R401 / 53985 / 541.
- an Adler. IISG, SAI, 1468.
- an L. Brentano. BA. K., Nl. Brentano, Nr. 25.
- an B. Kautsky. IISG, Nl. Kautsky, B., Nr. 123/9.
- an K. Kautsky. IISG, Kautsky, K. Archiv, Part D [KD], XII ; Kautsky Familie Archiv [KF], Nr. 329.
- an L. Kautsky. IISG, KF 329.
- an M. Quarck. AsD, Nl. Quarck, Mappe 5, Nr. 50.
- an G. Salomon. IISG, Nl. Salomon, Nr. 491.
- an A. Vagts. Stadt- u. Landesbibliothek Dortmund, Nr. 16207.
- an E. Wertheimer. *ibid.*, Nr. 16206.
- Hughes, M. L. 1988. *Paying for the German Inflation*. London.
- Inselmann, C. 1964. Die Gesellschaft. *Die Neue Gesellschaft* 11(5) : 321-34.
- Jäckh, E. 1923. Zwei Jahre Deutsche Hochschule für Politik. In Troeltsch, E., *Naturrecht und Humanität in der Weltpolitik*. Berlin : 25-43.
- Die Kabinette Marx I und II* 1973. Bd. 1, bearb. von G. Abramowski. Boppard am Rhein.
- Der Kampf um das Steuerdiktat 9. 2. 1924. *Vw.* MA.
- Kautsky, K. 1914. Der Imperialismus. *Die Neue Zeit* 32(2) : 908-22.
- Kessler, H. 2004. *Das Tagebuch 1880-1911 und 1916-1937*. CD-ROM. Marbach.
- Keynes über das Gutachten 12. 4. 1924. *Vw.* AA.
- König, H. 1960. Kartelle und Konzentration. In *Die Konzentration in der Wirtschaft*, 1. Bd.,



- hg. von H. Arndt. Berlin : 303-32.
- Könke, G. 1987. *Organisierter Kapitalismus, Sozialdemokratie und Staat*. Stuttgart.
- Koth, H. 1993. *Meine Zeit wird wieder kommen...* Berlin.
- Krüger, P. 1985. *Die Aussenpolitik der Republik von Weimar*. Darmstadt.
- Die Londoner Konferenz Juli-August 1924*. 1925. Berlin.
- Metzner, M. 1926. *Kartelle und Kartellpolitik*. Berlin.
- Michels, R. K. 1928. *Cartels, Combines and Trusts in Post-war Germany*. New York.
- Missiroli, A. 1988. *Die Deutsche Hochschule für Politik*. Sankt Augustin.
- Mitteilung für die Presse [MfP.]. BA. B., RWR., R401 / 53985 / 541.
- Mordhetze gegen Hilferding? 18. 8. 1923. BA. B., Presse-Archiv des Reichs-Landbundes, R 8034 III, Nr. 196, Bl. 96.
- Münzgesetz 30. 8. 1924. RGbl. Jg. 1924, Teil 2.
- Niederschrift vom 2. Gewerkschafts-Kongreß des Allgemeinen freien Angestelltenbundes in München am 15., 16. und 17. Juni 1925* [1925]. Berlin.
- Notiz über den Bund der Landwirte in Bayern o. D. AsD, Nl. Severing, C., 109, Nr. 159.
- Ossietsky, C. v. 1924. Rudolf Hilferding, der Mann ohne Schatten. *Das Tagebuch* Jg. 5 : 922-24.
- Protokoll über die Verhandlungen des SPD-Parteitags* [1924], [1925] 1974. [Berlin]. Nachdruck, Glashütten im Taunus.
- Die Resolutionen zum Referat Hilferding 17.6. 1924. LV.
- Die Sachverständigen-Gutachten* 1924. 2. Aufl., Frankfurt am Main.
- Salomon, F. 1920. *Die deutschen Parteiprogramme*. 3. Aufl., Leipzig.
- Salomon, G. an Rudolf Hilferding. IISG, Nl. Salomon, Nr. 491.
- an Rose Hilferding. *ibid.*
- Schmidthuysen, F. 1928. Die Entwicklung der Wohnungsbauabgabe und des Geldentwertungsausgleichs bei bebauten Grundstücken (Hauszinssteuer) in Deutschland. *Finanz-Archiv* Jg. 45 : 162-255.
- Schröder, W. H. 1995. *Sozialdemokratische Parlamentarier in den deutschen Reichs- und Landtagen 1867-1933*. Düsseldorf.
- Schulthess' Europäischer Geschichtskalender* 1927. Jg. 1924, München.
- Sitzung des Arbeitsausschusses zur Aufstellung eines Wirtschaftsprogramms [SAaAWp.]. BA. B., RWR., R401 / 54086 / 1515, 1516.
- Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses [SFpA.]. *ibid.*, R401 / 53988 / 556, Nr. 8, 9.
- Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses [SWpA.], gemeinsam mit der Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses. *ibid.*, R401 / 53965 / 400.
- Smaldone, W. 1998. *Rudolf Hilferding*. DeKalb. U. 12.4.1924. Die Gesellschaft. *Gewerkschafts-Zeitung*.
- Unsere Partei im Reichstag 7.5.1924. Vw. MA. *Verhandlungen des Reichstags (VRt.)* 1924. Bd. 361, 381, Berlin.
- Verordnung des Reichspräsidenten über die Aufhebung des militärischen Ausnahmezustandes und die Abwehr staatsfeindlicher Bestrebungen 28.2.1924. RGbl. Jg. 1924, Teil 1.
- Verzögerung der Steuerarbeit 3.1.1924. Vw. MA.
- Wagner, F. P. 1996. *Rudolf Hilferding*. New Jersey.
- Warriner, D. 1931. *Combines and rationalisation in Germany 1924-1928*. London.
- Wixforth, H. 1995. *Banken und Schwerindustrie in der Weimarer Republik*. Köln.
- 岡野監記, 1946.『第一次大戦における賠償及び戦債問題』日本評論社.
- 加藤栄一, 1973.『ワイマル体制の経済構造』東京大学出版会.
- 上条 勇, 1987.『ヒルファディングと現代資本主義』粹出版社.
- 河野裕康, 1993.『ヒルファディングの経済政策思想』法政大学出版局.
- 1998.「ヒルファディングの社会化思想」『歴史学研究』(707) : 1-17.
- 2001.「ヒルファディングと第二次社会化委員会」『土地制度史学』(172) : 34-50.
- 2004.『賠償問題とヒルファディングの経済政策論』一橋大学社会科学古典資料センター.
- 黒滝正昭, 1995.『ルードルフ・ヒルファディングの理論的遺産』近代文藝社.
- 中村良広, 1979.「通貨安定と中央—地方の財政関係」『経済学論集』(16), 鹿児島大学 : 21-38.